



景観を考えた屋外広告物

屋外の広告物や看板が、歴史ある町並みや建造物、市街地を取り巻く山並みなどの風景と一体となったデザインとなるよう規制と誘導を行っています。

近年、事業者の景観に対する意識が高まりつつあり、企業のイメージカラーを控え、景観に配慮した広告物を設置する事例が増えていきます。高山ならではの景観を守り伝えるため、これからもご理解とご協力をお願いいたします。

景観を考慮したデザインの看板の事例



◆「屋外広告物」とは

屋外で公衆に対して表示する広告や看板などで、継続的に表示されるものを指します。建物の壁（壁面広告）・突出広告）や屋上（屋上広告）、道路沿いに建てる看板（野立広告）、ポスター、のぼりなど様々なものがあります。店舗名や会社名の表示も屋外広告物に含まれます。

◆許可申請

屋外広告物の大きさ、設置する場所によっては事前に市の許可が必要です。また、全ての屋外広告物は設置する地域ごとに、大きさや色、個数、高さなどの基準が異なります。

問合せ 建築住宅課 ☎ 35・3159



◆助成制度

景観にふさわしい看板の設置や、ふさわしくない看板の撤去費用に助成をしています。

景観にふさわしい看板とは、木製で落ち着いた色彩、電飾を使用しないなど周囲の景観と調った看板であることが必要です。

対象事業

景観重点区内で行う看板の制作・設置または撤去助成額対象経費の1/3（上限18万円）

問合せ 都市計画課 ☎ 35・3180

